

(仮称) つがる南第2風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和7年6月

株式会社新エネルギー技術研究所

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と 事業者の見解	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他の事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して47日間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和7年4月10日（木曜日）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和7年4月10日（木曜日）付 東奥日報 朝刊25面 [別紙1参照]

② 自治体広報誌によるお知らせ

関係自治体であるつがる市の広報誌に「お知らせ」を掲載した。[別紙2参照]

- ・ 広報つがる 2025.4月号

③ インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 株式会社新エネルギー技術研究所 ウェブサイト [別紙3参照]

<https://reetech.co.jp>

また、以下のウェブサイト「情報」が掲載された。

- ・ 青森県のウェブサイト [別紙4参照]

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/assess_tsugaru_minami_dai2.html

- ・ つがる市のウェブサイト [別紙5参照]

<https://www.city.tsugaru.aomori.jp/soshiki/somu/energyseisakuka/eneseisaku/10236.html>

④ 地区へのポスティングによるお知らせ

令和7年4月10～11日に、対象事業実施区域に属する出来島地区（約120戸）、南広森地区（約65戸）、吹原地区（約40戸）の3自治会の各戸へ、ポスティング（広報つがる4月号との同時配布）により、準備書の縦覧及び住民説明会の開催についてお知らせを行った。[別紙6参照]

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 1 か所において縦覧を実施した。(参考資料参照)

また、インターネットの利用により縦覧を実施した。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・つがる市役所総務部エネルギー政策課 (つがる市木造若緑 61-1)

②インターネットの利用による縦覧

株式会社新エネルギー技術研究所のウェブサイト [別紙 3 参照] において、インターネットの利用により縦覧を実施した。

(4) 縦覧期間

令和 7 年 4 月 10 日 (木) から令和 7 年 5 月 26 日 (月) までとした。

平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分 (閉庁日を除く) とした。

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、印刷やダウンロードを可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は 0 名であった。意見書箱への投稿者についても 0 名であった。

また、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1,708 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 5、別紙 6 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①開催日時：令和 7 年 4 月 26 日 (土) 10 時～11 時 30 分

開催場所：つがる市生涯学習交流センター「松の館」会議室 B

来場者数：1 名

②開催日時：令和 7 年 4 月 26 日 (土) 18 時～19 時 30 分

開催場所：つがる市生涯学習交流センター「松の館」会議室 B

来場者数：0 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年4月10日（木）から令和7年5月26日（月）までの期間
（郵送の受け付けは当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。[別紙7参照]

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②事業者への書面の郵送またはFAX

(3) 意見の提出状況

3名の方から9件の意見が提出された。

第2章 環境影響評価準備書に対する環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。意見の概要に関しては原則として原文のままとした。

表2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解（意見書1）

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>表3-1-27 ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況について</p> <p>この調査は毎年1月に全国的に行われていると思われるが、1月は津軽では湖沼が凍結するため、ガン・カモ・ハクチョウ類が最も少なくなる時期である。</p> <p>湖沼が解氷する（水田の融雪期となる）3月になると、南から北へ向かうこれら鳥類の渡来は、ガン数万羽、カモ数十万羽、ハクチョウ類2～3万羽にもなり、ピークに達する。</p> <p>また、この調査対象地に砂沢溜池と最もこれら鳥類が飛来する「廻堰大溜池」が入っていない。</p> <p>以上のことから、これら鳥類の飛来状況調査については、狄ヶ館溜池、田光沼に砂沢溜池と廻堰大溜池を加えて、湖沼の解氷時期（融雪期）の3月に再調査を行うことを要望する。</p>	<p>表3-1-27は、全国的に調査されている「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」（環境省HP）の対象事業実施区域近傍の狄ヶ館溜池、田光沼の結果を記載したものです。ガン・カモ・ハクチョウ類の春の北帰行調査は、令和5年3月、令和6年2～3月に実施しており、その結果を表8.1.4-36～39に記載しました（準備書p609～p611参照）。</p>

表2-1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解（意見書2）

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>1. 本事業予定地は生物多様性上重要な場所であり、事業実施は慎重に判断すべきである</p> <p>本事業対象事業実施区域は、一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパンによって生物多様性保全の鍵になる地域(KBA)に指定されている屏風山湿原池沼群に全域が含まれている。</p> <p>更には、風力発電機設置予定地の100m圏内の大堤のため池は、環境省によって絶滅のおそれのある地域個体群の「青森県のカムリカイツブリ繁殖個体群」が確認されている。カムリカイツブリは津軽平野での個体数は増えているものの、大堤のため池は全国的にみると限られた繁殖地である。このような絶滅のおそれのある地域個体群生息地に近接して、風力発電機の設置を検討していることは生物多様性を軽視していると言わざるをえない。</p> <p>2030年までに世界の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することを目指す生物多様性に関する新たな世界目標「30by30(サーティー・バイ・サーティー)」が推進されている中で、既に風力発電機が複数稼働している場所であるとはいえ、このような生物多様性保全上重要な場所での大規模な開発行為の実施は慎重に判断すべきである。</p>	<p>ご指摘のカムリカイツブリについては、現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺の大堤、タテコ沼で、その幼鳥が確認されており、当該水域での繁殖活動が行われているものと推察いたします。一方、文献（「津軽地方におけるカムリカイツブリの分布拡大について」（青森大学附属総合研究所紀要Vol.21、2020））によれば、対象事業実施区域が位置する木造地域においては、1998年以降、12のため池で生息が確認され、その内の7か所のため池で繁殖活動が確認されているとの報告があり、また、津軽半島では分布が拡大しているとされています。その要因としては繁殖に適した植物帯があり餌動物も確保できるため池が数多くあること、加えて繁殖に不敵な状態になっても近隣のため池が利用できる「ため池ネットワーク」があることが挙げら</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
		<p>れています。したがって、本事業においては、分布を拡大している要因を実行可能な範囲で維持すべく、必要に応じて専門家の意見を伺いながら慎重に実施していく方針です。</p>
3	<p>2. 希少鳥類、コウモリ類への影響が多大であり、事業実施は慎重に判断すべきである</p> <p>本事業は既に 11 基が稼働しているつがる南風力発電事業の事業地周辺に、風力発電機を新たに 7 基設置する事業計画である。このようなことから、本アセス図書には、稼働中のつがる南風力発電事業での、令和 5 年春から令和 6 年春までのバットストライクおよびバードストライクの調査結果が掲載されている。それによると、バードストライクは猛禽類 2 例を含む 26 例、バットストライクはヤマコウモリやヒナコウモリなどの 28 例が確認されている。特に、令和 5 年 8 月には本事業対象事業実施区域の中心部で国内希少野生動植物種のハヤブサのバードストライクが発生している。しかし、本アセス図書によると、ハヤブサの衝突確率は環境省モデルで令和 5 年 0.0008 個体/年、令和 6 年 0.0007 個体/年、由井モデルでは令和 5 年 0.0107 個体/年、令和 6 年 0.0089 個体/年とし、ブレード等への接触の可能性は低いと結論づけている。</p> <p>風力発電機が増えれば、必然的にこれまで以上に衝突確率は高まることは自明の理である。さらには、今後周辺海域では、大規模な洋上風力発電事業の計画が多数あり、海岸付近の渡り経路が利用できなくなる可能性が高い。このように、現時点でブレード等への接触の可能性は低いとしながらも、既に希少猛禽類のバードストライクが発生している上に、今後さらなるバードストライクが増加する懸念があることから、事業実施は慎重に判断すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおりバードストライクもしくはその可能性が考えられる事例として 26 例、バットストライクについてもその可能性が考えられる事例として 28 例が確認されました。また、準備書に記載した衝突確率予測からバードストライクの可能性は低いと判断しましたが、これらの状況を踏まえると事業を実施する際は慎重に進めていくことが必要と考えております。</p> <p>バットストライク及びバードストライクについては、事後調査を実施し、その状況を踏まえ、専門家の意見を伺いながら、必要に応じて追加的な保全対策を実施する考えです。</p>
4	<p>3. 鳥類の事後調査は 2 ヶ月だけでなく通年で稼働中は継続して行うべきである</p> <p>本アセス図書によると、鳥類の事後調査は、鳥類の繁殖期の 6 月と 7 月のみ実施するとしている。しかし、稼働中のつがる南風力発電事業によって確認されているバードストライクの 26 例中、過半数の 14 例は 6 月と 7 月以外の期間に発生している。そのうち、生態系に多大な影響がある希少猛禽類のバードストライクは 8 月と 3 月と、事後調査計画期間外である。本事業による鳥類への影響を把握するためには、事後調査は繁殖期の短期間に限定せず、一年を通じて行う必要がある。</p>	<p>ご指摘の鳥類の事後調査について、2 か月間としたのは、風車の稼働前、稼働後で繁殖期における鳥類相の変化を把握するために実施することとしたものです。</p> <p>希少猛禽類及びバードストライクについては、年間を通じて事後調査を実施する考えです。</p>
5	<p>4. 風力発電機などの保守点検を徹底的に行うべきである</p> <p>秋田県秋田市で、本事業者の子会社が運用していた風力発電機のブレードが破損し、近くで倒れていた男性の死亡が確認されている。ブレード破損・落下</p>	<p>現行の安全管理体制等を見直し、保守点検内容の改善等を行い、更なる安全管理に努めて参る所存です。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	による直接的な人的被害や動植物の生息地破壊の可能性も考えて、現在稼働中のつがる南風力発電事業も含めて、これまで以上に現地での風力発電機などの保守点検頻度などを増やすべきである。	

表 2-1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見と事業者の見解（意見書 3）

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p>① 8.1.4 既存の風力発電基の元 バードストライク・バッドストライクが多数起こっています。 バッドストライクは 48 回の観察時だけで 29 件あります。 すでに対処済みの施設でバッドストライクが多発しているということは既存の対策や低減できるだろうという対策では無効であるということです。 鳥類の現況復帰対策として、ブレードの回転数を十分下げる、昼間の運用を停止するなどの画期的方法で可能な対応がなければ、事業を見直して頂きたいです。</p>	<p>バットストライク及びバードストライクについては、事後調査を実施し、その状況を踏まえ、専門家の意見を伺いながら、必要に応じて追加的な保全対策を実施する考えです。</p>
7	<p>② 速度を持ったブレードの破片は 600m 以上の区域に飛散します。グラスファイバーの破片やオイルが飛散すると大切な農地や湿原地が復元不可能になります。 将来の現況復帰の準備がありません。環境省の薦める預託金を地方自治体にプールし責任ある事業を行って頂きたいです。</p>	<p>現行の安全管理体制等を見直し、保守点検内容の改善等を行い、更なる安全管理に努め、ブレードの破片及びオイルの飛散等が起きないように予防保全を行っていきます。 事業を終了する際の撤去費用については、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」第 7 条第 2 項第 5 号及び同法省令第 2 条第 3 号の規定により、再生可能エネルギー設置事業者は、撤去及び原状回復に関する事項を設備整備計画に記載し、法定協議会で認定される必要があります。対象事業はこの法律の適用を受けて、農地の転用を行っていくものでありますので、事業者は同法に従って、撤去費用を積み立てて事業を開始し、事業を終了する際には、適切に原状回復する計画です。</p>
8	<p>③要約書「2.2.5 特定対象事業の主要設備の配置計画その他の土地の利用に関する事項」 「3 環境保全上、配慮が必要な施設等の確認→対象事業実施区域に含まないように配慮するとともに、民家からは 500m 以上離すこと。」 500m の隔離では近すぎます。 騒音はブレードの回転面から発生する面音源では減衰しませんし、ブレードの先端は時速 200km を超えるので 600m 近くまで飛散する可能性があります。 2000m は離してください。500m でよいなら、その</p>	<p>風力発電施設から発生する騒音については、環境省から都道府県知事、市長・特別区長あてに「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）が通知されています。本事業の環境影響評価では、この指針に従って、騒音の予測及び評価を行っており、施設の稼働に係る騒音の予測値は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年）の指針値以下となってい</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	エビデンスを風洞試験の結果により公表してください。	ます。
9	<p>④要約書 33page 基礎のため平地の掘削で 13000m³の残土が発生していますが具体的な盛り土の形が記載されていません。</p> <p>盛り土の土砂崩れ対策を明記して頂きたいです。</p>	<p>要約書 p33 に記載のとおり、風力発電機基礎製作のために農用地の現地盤を掘削して土砂が発生しますが、ヤード内に敷き均しを行い、概ね 10cm 程度の盛り土を行い平坦な風車ヤードを形成することから、土砂崩れは発生することはないと考えております。</p>

○日刊新聞紙による公告

東奥日報（令和7年4月10日（木））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、つがる南第2風力発電事業に係る環境影響評価準備書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

令和七年四月十日

株式会社新エネルギー技術研究所
代表取締役 盛高 健太郎

【事業者の氏名及び住所】
名称 株式会社新エネルギー技術研究所
代表者 代表取締役 盛高 健太郎
住所 東京都中央区東日本橋二一十六一四

【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 つがる南第2風力発電事業
種類 風力（陸上）
規模 風力発電所総出力 二万五千三百九十キロワット
風力発電機の台数 七台

【対象事業実施区域】
青森県つがる市木造田采島及び木造吹原地内

【関係地域の範囲】
青森県つがる市

【縦覧及び意見書について】
一、縦覧の場所
青森県つがる市 総務部 エネルギー政策課

二、縦覧期間
令和七年四月十日（木）から令和七年五月二十六日（月）まで
（但し、つがる市役所の閉庁日である土、日、祝日は除きます。）

三、縦覧時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 ホームページの公表
次のウェブサイト（<https://revel.co.jp/>）
令和七年四月十日（木）から令和七年五月二十六日（月）まで
環境影響評価準備書をご覧いただけます。

五、意見書の提出
「環境影響評価準備書」について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に意見書を郵送又はFAXしていただくか、縦覧場所に備えてあります意見書箱にご投函ください。

六 意見書の記載事項
・氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称・代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
・準備書についての環境保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

七、意見書の提出期限
令和七年五月二十六日（月）午後五時十五分まで

八、意見書の提出先
〒〇三二〇〇四
東京都中央区東日本橋二一十六一四
株式会社新エネルギー技術研究所
FAX 〇三二八九〇七二

【説明会を開催する日時及び場所】
開催日時 令和七年四月二十六日（土）
一回目 午前十時～十一時三十分
二回目 午後六時～七時三十分
※一回目と二回目は同一の説明内容です。

開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」会議室B（お知らせへのお問い合わせ先）
株式会社新エネルギー技術研究所
（担当 山浦）電話 〇三二八九〇七二〇

○自治体広報誌によるお知らせ

広報つがる 2025. 4月号

つがる南第2風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧

- ▼事業者の氏名および住所：株式会社新エネルギー技術研究所 代表取締役 盛高 健太郎(東京都中央区東日本橋2-16-4)
- ▼事業の名称、種類および規模：つがる南第2風力発電事業、風力(陸上)、風力発電所総出力2万9,390kw、風力発電機7台
- ▼事業実施区域：木造出来島および木造吹原地内(関係地域の範囲：つがる市)
- ▼縦覧および意見書について
 - ①縦覧の場所：地域創生課
 - ②縦覧期間：4月10日(木)～5月26日(月)各日8時半～17時15分(閉庁日を除く)
※4月10日(木)～5月26日(月)まで、新エネルギー技術研究所ホームページ(<https://reetech.co.jp/>)でもご覧いただけます。
 - ③意見書の提出：「環境影響評価準備書」について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、氏名および住所(法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)を記入の上、5月26日(月)までに、事業者宛に意見書を郵送またはFAXしていただくか、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函ください。
- ▼説明会開催日および場所：4月26日(土)、1回目10時～11時30分、2回目18時～19時30分
(1回目と2回目は同一の説明内容)。松の館会議室B
- 【意見書提出先・問い合わせ先】
株新エネルギー技術研究所(担当：山浦) 〒103-0004 東京都中央区東日本橋2-16-4
電話03-5289-0710 FAX03-5289-0711
市役所エネルギー政策課 電話42-2111

21 広報つがる 2025. 4月号

○インターネットによるお知らせ

株式会社新エネルギー技術研究所ウェブサイト

お知らせ 2025.04.10

(仮称)つがる南第2風力発電事業に係る環境影響 評価準備書の縦覧について

(仮称)つがる南第2風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称)つがる南第2風力発電事業に係る環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を、経済産業大臣に届け出ましたので、これを公表いたします。
※2025.4.24縦覧図書本編及び要約書に齟齬と不備があったため、正誤表を掲載しました。

【事業計画の概要】

事業名称 (仮称)つがる南第2風力発電事業

種類 風力(陸上)

規模 風力発電所総出力 最大30,100キロワット

※発電所出力は、出力制御により29,390kWとする。

風力発電機の台数 最大7台

実施区域 青森県つがる市木造出来島及び木造吹原地内

関係地域の範囲 青森県つがる市

【準備書の縦覧について】

縦覧場所 青森県つがる市役所 総務部 エネルギー政策課

縦覧期間 令和7年4月10日(木)～令和7年5月26日(月)※つがる市役所の閉庁日(土・日・祝)を除く

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

なお、本書の著作権は、株式会社新エネルギー技術研究所に帰属します。

著作権者の許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

正誤表

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 自然的状況

3.2 社会的状況

第4章 方法書についての意見と事業者の見解

第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての

経済産業大臣の助言

第8章 環境影響評価の結果

8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

8.1.1 大気環境

8.1.2 水環境

8.1.3 その他の環境

8.1.4 動物

8.1.5 植物

8.1.6 生態系

8.1.7 景観

8.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場

8.1.9 廃棄物等

8.2 環境の保全のための措置

8.3 事後調査

8.4 環境影響の総合的な評価

第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の

所在地

資料編

要約書

【意見書の提出について】

準備書について、環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、氏名および住所（法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）を記入の上、5月26日(月)までに、事業者宛に意見書を郵送またはFAXしていただくか、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函ください。

[ご意見記入様式](#)

【住民説明会の実施について】

青森県つがる市木造若緑52

つがる市 松の館 会議室B

4月26日（土）

1回目：10時～11時30分

2回目：18時～19時30分

（1回目と2回目は同一の説明内容）

【問い合わせ先】

株式会社新エネルギー技術研究所（担当：山浦）

103-0004 東京都中央区東日本橋2-16-4

TEL：03-5289-0710（土・日・祝日を除く、午前10時～午後5時まで）

FAX：03-5289-0711

○インターネットによるお知らせ

青森県ウェブサイト



現在の位置：ホーム > 組織でさがす > 環境エネルギー部 > 自然保護課
 > (仮称) つがる南第2風力発電事業（環境影響評価手続状況）

関連分野：[環境・エコ](#)

更新日付：2025年4月11日 [自然保護課](#)

(仮称) つがる南第2風力発電事業（環境影響評価手続状況）

事業名	(仮称) つがる南第2風力発電事業
事業者	株式会社新エネルギー技術研究所
事業の種類	風力発電所の設置
事業の規模	出力：29,390kW
対象事業実施区域	つがる市木造出来島及び木造吹原地内
関係地域	つがる市
方法書	<p>公告：令和5年2月14日 縦覧：令和5年2月14日～3月15日 （縦覧場所）つがる市役所 総務部 地域創生課 （電子縦覧）事業者のホームページはこちらです 説明会の開催：令和5年2月25日 つがる市生涯学習センター「松の館」会議室B 住民等意見の概要：令和5年4月25日（内容ははこちらです[181KB]） 審査会意見：令和5年6月26日（内容ははこちらです[120KB]） 知事意見：令和5年7月21日（内容ははこちらです[275KB]）</p>
準備書	<p>公告：令和7年4月10日 縦覧：令和7年4月10日～5月26日 （縦覧場所）つがる市役所 総務部エネルギー政策課 （電子縦覧）事業者のホームページはこちらです 説明会の開催：令和7年4月26日 つがる市生涯学習センター「松の館」会議室B 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：</p>
評価書	
事後調査等報告書	

[関連ページ](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課 自然環境保全グループ
 電話：017-734-9485 FAX：017-734-8072

[お問い合わせ](#)

[このページを印刷する](#)

○インターネットによるお知らせ

つがる市ウェブサイト



サイト内検索

つがる南第2風力発電事業に係る環境影響評価 準備書の縦覧について

更新日：2025年04月15日

ページID：10236

[事業者の氏名及び住所]

名称 株式会社新エネルギー技術研究所

代表者 代表取締役 盛高 健太郎

住所 東京都中央区東日本橋2-16-4

[対象事業の名称、種類及び規模]

名称 つがる南第2風力発電事業

種類 風力（陸上）

規模 風力発電所総出力 29,390キロワット

風力発電機の台数 7台

[対象事業実施区域]

青森県つがる市木造出来島及び木造吹原地内

[関係地域の範囲]

青森県つがる市

[縦覧及び意見書について]

一、縦覧の場所

青森県つがる市 総務部 エネルギー政策課

二、縦覧期間

令和7年4月10日（木曜日）から令和7年5月26日（月曜日）まで

（但し、つがる市役所の閉庁日である土、日、祝日は除きます。）

三、縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

四、ホームページでの公表

次のウェブサイト (<https://reetech.co.jp/>) で

令和7年4月10日（木曜日）から令和7年5月26日（月曜日）まで

環境影響評価準備書をご覧いただけます。

五、意見書の提出

「環境影響評価準備書」について環境保全の見地からご意見をお持ちの方は、事業者宛に意見書を郵送又はファクスしていただくか、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函ください。

六、意見書の記載事項

- ・氏名及び住所（法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び・主たる事務所の所在地）
- ・準備書についての環境保全の見地からの意見

七、意見書の提出期限

令和7年5月26日（月曜日）午後5時15分まで

八、意見書の提出先

郵便番号103-0004
東京都中央区東日本橋2-16-4
株式会社新エネルギー技術研究所
ファクス 03-5289-0711

【説明会を開催する日時及び場所】

開催日時 令和7年4月26日（土曜日）

一回目 午前10時～11時30分

二回目 午後6時～7時30分

※一回目と二回目は同一の説明内容です。

開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」会議室B

（お知らせへのお問い合わせ先）

株式会社新エネルギー技術研究所

（担当 山浦）電話 03-5289-0710

この記事に関するお問い合わせ先

総務部エネルギー政策課

郵便番号：038-3192

住所：青森県つがる市木造若緑61番地1（市役所2階）

電話：0173-42-2111（代表） ファクス：0173-42-3069

○ポスティングによるお知らせ

出来島地区、南広森地区、吹原地区の3自治会とも内容は同じ

出来島地区自治会の皆様へ

「(仮称)つがる南第2風力発電事業」の進捗状況について

2025年4月
 (株)新エネルギー技術研究所
 担当：開発部 山浦 康二
 連絡先：03-5289-0710
 携帯電話：080-4417-3222

平素は、つがる南風力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、弊社が検討を進めております「(仮称) つがる南第2風力発電事業」につきましても、多大なるご支援を賜り、誠にありがとうございます。皆様のご理解とご協力を賜りながら、2031年3月の運転開始を目指し、鋭意検討を進めているところでございます。つきましては、現時点での計画概要と実施スケジュールについて、地域の皆様に以下の通りご説明させていただきます。

1. 想定事業計画概要

- ① 風車建設位置：つがる市木造出来島・南広森・吹原地区 地内
⇒土地所有者様並びにつがる市・青森県の担当部署と協議を進めております。
- ② 採用を検討している風車の大きさ：ページ下部のイメージ図をご参照ください。
⇒つがる南風力発電所の風車と比較して、大型の風車の採用を検討しております。
- ③ 工事スケジュール：2029年3月着工、2031年3月運転開始(予定)
⇒正式なスケジュールが決定次第、改めて詳細をご説明させていただきます。
- ④ 地域の環境に与える影響：環境影響評価を実施中
⇒2025年4月10日から環境影響評価準備書の縦覧を開始しております。
つがる市エネルギー政策課、弊社 HP(<https://reotech.co.jp/>) で閲覧いただけます。
また、内容につきましては、4月26日(土)に松の館で説明会も実施いたします。
(※つがる市広報4月号に公告を掲載中)



つがる南風力発電所の風車の大きさ



採用を検討している風車の大きさイメージ

裏面に続く

2. 想定事業実施スケジュール

事業年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
電力協議	■									
経済産業省の入札及び事業計画認定の取得		■								
地権者協議と許認可取得	■	■	■	■	■	■				
風況測定		■	■	■	■	■				
環境アセスメント	■	■	■	■	■					
実施設計					■	■				
風力発電機オーダー 建設工事							■	■	■	■
										■ 運転開始▼

※上記スケジュールは想定ですので、状況により前後することがございます。

引き続き、本事業に関する情報を適宜ご提供し、皆様とのコミュニケーションを大切にしながら、事業の検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

本事業に関しまして何かご不明な点、ご懸念な点、あるいはご意見などがございましたら、ご遠慮なく、上記連絡先(山浦宛)までお寄せいただけますと幸いです。

以上

縦覧状況

つがる市役所総務部エネルギー政策課

